

## 新潟市立図書館物品貸出に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市立図書館（以下「図書館」という。）で所有する物品の内、紙芝居の舞台、パネルシアター及び影絵スクリーン等（以下「物品」という。）を市民に貸出することについて、必要事項を定めるものとする。

### (対象者)

第2条 物品の貸出を利用できる者は、図書館に登録している団体とする。

### (借受の申出)

第3条 物品の貸出を受けようとする者は、物品借受申込書（別記様式第1号）を、その物品を所有する図書館長（以下「館長」という。）に提出しなければならない。

### (物品の貸出)

第4条 館長は、前条に規定する申出度が適当であると認める場合は、貸出を行う。

### (貸出の期間)

第5条 物品の貸出期間は2週間以内とする。ただし、館長が特に必要があると認めた場合は、この限りではない。

### (料金)

第6条 貸出料金は無料とする。

### (貸出の停止)

第7条 貸し出した物品を期間内に返納しなかった場合は、相当の期間貸出を停止することがある。

### (損害賠償)

第8条 貸し出した物品を汚損、破損などで市に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については中央図書館長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成13年11月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

# 物 品 借 受 申 込 書

平成 年 月 日

新潟市立図書館長

住 所

団体名

代表者名

電話番号 ( )

下記のとおり、物品の借受を申し込みます。

1 借用物品名
2 使用目的
3 借用期間 平成 年 月 日 ( ) ~平成 年 月 日 ( )
4 その他